

令和2年度第1回人権施策審議会 議事録（要点筆記版）

開催日時 2020（令和2）年7月28日（火） 13時30分

出席委員（4名）

会長 渡信人

副会長 原田博治

委員 山下秀和

委員 直江葉子

欠席委員（3名）

委員 岩城和代

委員 原口一夫

委員 萱沼美香

説明のため出席した者の職氏名

副市長

横田昌宏

教育長

長谷川清孝

総務部長

吉村博文

市民部長

清水万里子

保健福祉部長

野村哲也

建設産業部長

河北吉昭

教育部長

青谷昇

（総務部）

経営戦略課長

大浦康志

人事秘書課長

村山晶教

（教育委員会・教育部）

学校教育課長

浦邊浩志

青少年育成課長

樋口武史

（保健福祉部）

福祉課長

川上幹夫

介護支援課長

星野美香

子育て支援課長

足立英樹

隣保館長

水野幸徳

事務局職員

人権センター課長

森下早苗

人権センター人権教育・啓発係長

小河浩司

人権センター人権教育・啓発係員（事務局担当）

小早川能敬

【注記】

議事録で「コロナ」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」のことです。

1. 開会

（森下人権センター課長）

皆様こんにちは。今日はお忙しい中、また、コロナで大変心配な状況の中、お集まりいただき本当にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただく、人権

センターの森下です。どうぞよろしく申し上げます。本日は、岩城委員、原口委員、萱沼委員から欠席の御連絡を頂いていますが、その他の委員さんは皆さん、お揃（そろ）いでございますので、始めさせていただきたいと思っております。出席委員数が全ての委員数の過半数に達しており、審議会は成立しておりますので、御報告いたします。では、ただいまから令和2年度古賀市人権施策審議会を開催させていただきます。まず、開催に当たり、市長の田辺が御挨拶を申し上げます。

2. 市長挨拶

（田辺市長）

皆さんこんにちは。市長の田辺一城でございます。本日は皆様大変お忙しい中、本市の人権施策審議会に御出席を頂きまして誠にありがとうございます。後ほど委嘱状を交付させていただきますが、よろしく願いいたします。本市は、私が市長に就任するはるか前から、とりわけ人権を大切にしていって、一人一人を大切にする地域社会をつくるという決意で部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解消に向けて取り組んできているところであります。今日も私自身も、ここにシトラスリボンを付けさせていただいておりますが、報道でも御承知の方いらっしゃると思いますが、愛媛の団体さんから始まったもので、福岡県で自治体として、取り組んでるところはまだ少ないと思っておりますが、新型コロナウイルスに感染された方、また医療従事者等への偏見や差別というものを許さないという決意、そして、感染した人自身に、責められるいわれはなくてですね、誰しものこの感染症にかかる恐れがある中で今、生きているわけですから、やはりそこは温かく、そうした方々もしっかりと包摂して共に歩いていくという社会でありたいという思いがありまして、市として、職員も皆付けておりますし、市役所の中でも、公共施設等でも配布を今させていただいているところであります。昨年、我々といたしましては、部落差別をはじめとして、あらゆる差別を解消するために条例を改正させていただきました。また、LGBTをはじめとする性的少数者の皆様に対する、生き方をしっかりとみんなで認め合って共に生きていこうという思いでパートナーシップ宣誓制度を今年度4月1日からスタートさせていただいております。昨年度、そのための準備もさまざま当事者の皆さんから市役所職員が話を聞くなどして、進めてきておりますけれども、この制度を福岡市、北九州市と都市間相互利用が可能な形でスタートさせることができました。九州の一般市町村では我々が最初になったということで、先鞭（せんべん）をつけて、人権尊重都市としての在り方を今後も引き続き示していきたいというふうに思っております。先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症についてであります。昨日おとといと、およそ3か月ぶりに、3人の方の感染が本市も確認されて今累計で8人となっております。今後広がっていく可能性が大きいと思っておりますけれども、やはり残念な現象が本市においても、言葉だったり、聞こえてきます。こうした状況を何とかなくしていきたいという思いで、日々、行政運営全体を行っておりますけれども、やはりSNS等通じて、私自身に対してもそうですけれども、やはりどこの誰が、なの

かとか、どこの学校なのかとか、どこの保育所・幼稚園に関係者がいるのかといった問合せがあったりもするというのが、この社会の実態であります。そうしたこと関係なくですね感染防止策をそれぞれが講じて、気をつけていくということを徹底するしかないはずなのに、そうしたことになっている。だれそれが感染したらしいよとか、そういったものが広まっていく。こうした私たちの社会は弱いですから、こういったところ、行政のさまざまな取り組みの中で、少しずつ、でも、なくしていくために、この人権施策基本指針も、あるものと思っておりますので、全庁的にこの精神を忘れずに、今後もやっていきたいと思っておりますので、本日皆様にお示しするものも含めて、御指導、御鞭撻（べんたつ）をいただけたらと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

3. 委嘱状交付

（森下人権センター課長）

それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。次に委嘱書交付でございますが、時間を短縮させていただきたく、代表者お一人に市長から交付させていただきます。渡委員。その場で御起立のほどよろしくお願いいたします。

（田辺市長）

委嘱状、渡信人殿。古賀市人権施策審議会委員を委嘱する。任期は令和4年3月31日までとする。令和2年4月1日、古賀市長田辺一城。よろしくお願いいたします。

（人権センター森下課長）

はい。他の方には、お配りさせていただきます。続きまして、今年度は任期の1年目でございますので、ここで委員の方から簡単に自己紹介をお願いいたします。渡委員さんの方からよろしくお願いいたします。

（渡委員）

社協の方を務めさせていただいております、渡信人です。よろしくお願いいたします。

（直江委員）

古賀市在住で、ほぼ家にいる生活をしているつもりなんですけれども、子どもたちとの星の子の活動とかで、この歳（とし）になっても、現場の方たちと接触することがとても楽しく今やっております。ただ、今コロナの中でそれと風水害も重なっているという大変な時期に市の職員の方々がこういうふうに参加してくださっているということはこのレジュメとか、あと古賀市の市報ですね、そういうのを見せていただいて、そのことは特に強く感じてます。よろしくお願いいたします。

（森下人権センター課長）

原田委員、お願いします。

（原田委員）

公益社団法人福岡県人権研究所の理事の原田です。人権擁護委員の方は福岡協議会副会長であります。いろんな会議が新型コロナのために中止、延期あるいはテレビ会議という形で、なかなか新年度に入ってもいろんな課題の議論が深まらない、時間ばかりが経

(た)っていく、困ったなと思っているところですが、先ほど市長からもあったように、コロナ関連でかなりのひどい誹謗（ひぼう）中傷事案も出ている。何とかそういうことをです、止めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(山下委員)

約10年間古賀市の学校で校長をさせていただいておりました。その節は本当にお世話になりました。今現在は、社協の社会福祉センターの千鳥苑の方でお世話になっております。日々、コロナ関係でうつさない、うつらない、取り組み方というのを、御利用いただいている方々に理解していただきながら、利用していただくということが、ものすごく大変なことなんだなということで、職員とともに頑張っているところですが、そういった中でいろんな、コロナ禍に関しての差別的あるいはバッシングとかそういうのが現実起きてますので、そういったところも含めて、今後、千鳥苑の方でも頑張って、対策をとりながら、職員とともに頑張っていけたらいいなという思いで、きょうもここに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員による会長・副会長互選

(森下人権センター課長)

委員の方は2年が任期になっておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。次に、会長、副会長の選出でございます。古賀市人権施策審議会条例第5条では、委員の互選により、会長、副会長を選出することになっております。どなたか引き受けていただけの方はいらっしゃいませんか。はい。ないようでしたら、事務局に一任していただいでよろしいでしょうか。会長に渡委員、副会長に原田委員にお願いしたいと思っております。どうか、御了承いただけますでしょうか。

(誰か)

(拍手あり。)

(森下人権センター課長)

それでは、渡会長、原田副会長は席を前の方に移動していただきますようお願いいたします。ここで、渡会長、原田副会長に御挨拶をお願いいたします。誠に恐れ入りますが、本日も議事録作成のため、マイクを使って、皆様の発言を録音することとしております。お手数でございますが、発言の際は、お手元のマイクのボタンを押していただき、マイクの部分が赤く点灯したらお話ししていただきますようお願いいたします。話終えたらまた、再度押していただきますようお願いいたします。それでは御挨拶よろしくをお願いいたします。

5. 会長・副会長挨拶

(渡会長)

改めまして、こんにちは。今御選出を頂きました渡でございます。前々期、前期とです

ね、この会の会長を引き受けさせていただいておりますことから、そういうことで事務局の方の推薦があったんだろうというふうに思っております。この人権施策審議会の委員のメンバーの方々の見識の高さですね、私にはその中でも一番私は見識が低い、自分ですね。なぜこれで会長っていうことでって、ちょっと大変恐縮しておるところでございます。しかしながら呼ばれる以上ですね、この人権施策審議会ですね、機能を十分発揮するようにですね、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げますから、挨拶に代えさせていただきます。

(森下人権センター課長)

原田副会長、お願いします。

(原田副会長)

改めまして、副会長に選ばれました原田です。私より長いキャリアの人もいてですね、ちょっと順番が違うんじゃないかと思ったんですけど、渡会長を支えて、何とか頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

6. 諮問

(森下人権センター課長)

それでは、ここで、渡会長に対し、古賀市長から古賀市人権施策審議会の設置趣旨に基づき諮問をさせていただきますので、渡会長恐れ入りますが、御起立お願いいたします。

(田辺市長)

諮問第1号、令和2年7月28日古賀市人権施策審議会会長渡信人様。古賀市長田辺一城。諮問書 古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和2年度実施計画案について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願い致します。

(森下人権センター課長)

ここで市長は別の公務のため、やむを得ず退席いたしますので、御了承のほどよろしくお願い致します。

(田辺市長)

では、よろしくお願い致します。(退席)

(森下人権センター課長)

ここからは会長の議事進行で会議を進めさせていただくところですが、事務局から資料の確認等の説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料の確認ですが、事前に委員の皆様には、会議の進行次第を記載しましたレジュメそれから、古賀市人権施策基本指針に基づく令和2年度実施計画案をお配りしております。ございますでしょうか。まず、昨年度の答申書ですね。座席表。委員名簿。それから、字句の訂正、別紙1の分ですね。それから質問に対する回答について、別紙2でございます。

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

それから、部落差別を始めあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例のリーフレット。それからシトラスリボンとシトラスリボンのチラシ、皆様ごぞいますでしょうか。ではここで別紙1の字句の訂正について御説明いたします。(実施計画案の) ページ数が12ページになりますが、ページの60番と59番が入れ替わってごぞいますので、こちらの方を修正、差し替えていただければと思います。はい。それでは次に、本日の審議会の進め方について、簡単に御説明いたします。今年度の審議会は新型コロナウイルス感染症で開催が心配しておりましたが、委員の皆様のお出席を賜り、開催することができました。ありがとうございます。今回は感染対策を行いながらの開催でごぞいますので、換気、消毒等を努めまして、実施したいと思っております。事前に委員の皆様から質問票を頂戴いたしまして、事前に整理することで、少し時間の短縮につながったかと思っております。今回、会議に際しましては、大変申し訳ございませんが、長谷川教育長がこの後、別の会議を控えておりますので、時間の都合上、2時45分までで、教育部の御質問の方をお願いしたいと思います。教育長が退出後、5分間程度の休憩を挟んでいただき、そのあとまた、御意見等をお伺いしながら、15時20分をめぐりに閉会させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは渡会長、議事進行の方よろしくお願ひいたします。

7. 議事

(渡会長)

それでは早速お手元のレジュメに沿って議事を進めていく。まず、1番目の会議の公開及び議事録署名について、事務局の方から説明を願う。

(小早川人権センター・事務局担当)

議事録の公開と署名人の件について御説明する。本審議会では、会議内容は原則公開とすることとしているが、今回は新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たって、傍聴人を受け入れることによって、出席者の身体の安全を確保できないと判断している。ついでには、会議の傍聴は不許可にしたい。また市民に対し、審議過程を明らかにするために、会議後に作成する要約筆記による、議事録を公開することにしたい。また、事務局としては、渡会長と、原田副会長に議事録署名人となっていただきたいと考えている。以上、会議の公開及び議事録署名人について本市からの御提案である。

(渡会長)

1点目の会議の公開についてだが、事務局から提案のあったとおり、この会議は傍聴を不許可とし、後日議事録により、公開するということがよいか。異議がないようであるので本日の会議については、新型コロナウイルス感染症対策により、傍聴の申出は許可しないこととする。2点目は、本会議の議事録署名人についてであるが、事務局から私渡と原田委員を御指名であるが、そのように取り計らってよいか。ここで事務局にお願ひをする。議事録の素案ができたなら、一度、各委員に御覧いただき、間違いがないか確認し

ていただきたいので、よろしく願います。それでは古賀市人権施策基本指針に基づく令和2年度実施計画案について、事務局から説明をお願いします。

(小早川人権センター・事務局担当)

それでは、事前に配付させていただいた実施計画の案について簡潔に説明させていただく。表紙を1枚めくっていただき、はじめにから、2ページの2.の2019年度(平成31・令和元年度)の実施計画の評価についてまではお読み取りいただきたい。3ページの3.2020年度(令和2年度)の実施計画についてから御説明する。本年度の実施計画を策定するに当たって、昨年度の計画に掲載した事業も含め、改めて市が行う全事業を対象に見直しを行った。見直しに際して、一般的な事務事業や施設の管理を主たる業務とする事業を始め、生活保護制度のような、国からの法定受託事務等については、原則的に実施計画には掲載しない方向で検討した。またこれまで掲載しなかった事業についても、再確認を行い、人権の視点を踏まえた古賀市独自の施策等について、新たに計画の中に加えていく必要がないかという観点からも検討した。その結果、昨年度の実施計画は56の基本事業で構成していたが、本年度は新規掲載事業が2、継続事業が54の計56の基本事業による実施計画案を取りまとめた。新規掲載事業は12ページの実施計画一覧表の左側に新規と表示しているので、御確認いただきたい。詳細についての質疑があれば、担当課の方から御回答させていただくのでよろしく願います。また、5ページから8ページに記載の体系表は、この間の社会動向や市の方向性などについて追記した。お読み取りいただきたい。以上簡単であるが、2020(令和2)年度の実施計画案について説明を終わる。御審議、よろしく願います。

(渡会長)

それでは最初に昨年度、審議会を開き、答申書をまとめ、答申をさせていただいた。その内容について、市の方からの回答を受けたいと思うので、よろしく願います。それでは早速御意見をもらいたい。市民部長。

(清水市民部長)

ただいま会長より昨年度の答申書に基づく取組について、お尋ねがあった。昨年度の答申書では、大きく3つの御意見が付してあった。これらについて最も関連があると思われる部の部長から説明をさせていただくので、よろしく願います。

(渡会長)

野村部長。

(野村保健福祉部長)

それではまず答申書の1点目であるが、里親に関する業務について、児童福祉法第11条の規定により、一義的には都道府県が行うこととされている。その上で、本市では、里親制度の普及促進を図っており、昨年度より小学校や保育所等にポスター及びリーフレットを配布し、制度の周知に努めているところである。続いては虐待の取組について、虐待の未然防止に対する取組として、要保護児童対策地域協議会を各施設、部会ごとに定期的に又は非定期的に行っており、児童相談所や学校等関係機関との情報共有に努め、要保護児童の早期発見、早期対応を行っているところである。また、虐待を行った、あ

るいは行うリスクがある保護者に対し、実施計画49ページに書いているとおり、児童相談所と家庭訪問を行うなどの支援を行うとともに、研修プログラムとして子育て応援講座を用意していて、必要に応じ受講をさせている。

(渡会長)

青谷部長。

(青谷教育部長)

答申書の1の子どもの虐待の問題について、教育部の対応の状況について、御説明をさせていただく。児童虐待の防止等に関する法律で学校の教職員は虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待の早期発見に努める義務があることが定められている。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときには速やかに福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないということになっており、本市においても、まず市内にある子育て支援課や家庭児童相談室などと連携しながら、児童虐待の早期発見に努めている。このように行政を含め、多様な機関が協働し、多方面から家族を支援することがとても重要であり、その要となる児童相談所と十分に連携を図りながら対応している状況である。また、被害者である子どもたちの保護、救済に関し、社会全体で子どもたちを育てていくという視点がとても重要であろうと思っている。特に学校現場においては、養護教諭や担任教師が子どもたちの様子をしっかりと観察し、変化に気づくことも必要となるが、児童相談所や警察などと情報を共有し、連携できる体制仕組みをつくっておくことが重要であるので、今後も引き続き取り組んでいく。

(渡会長)

清水部長。

(清水市民部長)

2点目の冒頭の部分は私から御説明させていただく。答申書に述べられているとおり、行政が講じるすべての施策の根底には人権の視点が据えられてなければならない。そのことから本市では、人権施策基本指針に基づき、毎年度実施計画を作成し点検、評価を行い、更に次年度につなげるという作業を繰り返している。それぞれの事業においてアンケートをとったり、市民の皆様から直接御意見を頂いたり、お話を聞いたりしながら、できる限り御意見を反映するようにはしているが、事業に関心を持つ市民の御意見というのが大半であり、市民全体の考えというようなことが言い難(がた)いというところは否めない。これについて、今年度既に実施をしている人権に関する市民意識調査により市民の認識や背景にある課題等の分析を行い、改善につなげてまいりたい。

(渡会長)

吉村部長。

(吉村総務部長)

答申2の2段落目3段落目については私から回答させていただく。まず、SDGsの件であるが、令和4年度スタートの次期総合計画においては、政策推進における経済・社会・環境の3側面の統合的取組による相乗効果の創出、市の施策とSDGsのターゲットとの関連付け、バックキャストの考え方を取り入れた事業構築など策定過程の

さまざまな場面でSDGsの視点を取り入れることとしている。答申で頂いているように、SDGsの認識を深め、施策の中に具体的に盛り込めるか否か等を研究していく。そして事業構築に際しては、SDGsの視点で意識して取り組んでまいりたい。それからもう1点、市民周知策の件であるが、本市では現在、紙、電子媒体、音等により周知をしているが、施策を進める上で確実に届ける必要があると考えていることから、答申で頂いているように、先進事例を研究し検討したい。

(渡会長)

野村部長。

(野村保健福祉部長)

答申の3点目について。いわゆるひきこもりの問題について。実施計画の62ページの方にも書かせていただいたが、ひきこもりの問題に関しては、従前から自立相談支援事業の一環として、福祉課保護係の生活再生担当窓口で相談を受け、必要な支援を行っている。解決に向けた具体的施策については、今年度より新たに県と連携し、直ちに就労することが困難な方への計画的支援を行う就労準備支援事業といった新たな取組に取り組んでいる。また、8050問題、ダブルケア等、複合的な課題というものが山積し、そのような市民の困り事に対し、いわゆる全世代型全対象型の断らない相談窓口の設置に向け、今内部で検討を進めている。

(渡会長)

事務局より答申書に対する回答いただいたが、このことについて、質問、意見等、委員の方あれば。それでは次に、事前に委員の皆様から頂戴した質問書に対し、回答を受けたいので、よろしく願います。小河係長。

(小河人権センター人権教育・啓発係長)

事前質問に対する回答について、御説明する。本日の資料の中に回答についてという資料がある。今回11個の質問を受けている。質問内容そして回答を書かせていただいたので、簡潔に説明させていただく。まず1番について萱沼委員から、コロナ下におけるDVまた虐待関連の事業の対応とその後の相談事業の対応、またインターネットの活用と検討されているかという御質問に対し回答は、DVまた虐待等については、粕屋保健福祉事務所また宗像児童相談所と連携をとりながら、対応している。その中でいわゆる高齢者が孤立し、必要な情報が届きにくいという状況を解消するため、お元気ですかメッセージカードというものを作成し、民生委員などがそのメッセージカードと配布物をポストに届けるという取組を始めている。ただ相談業務については感染予防を講じ、実施している。また電話やメールを使っただけの相談にも応じている。青少年育成課については今年度から、LINEによる相談業務を開始している。今後については、SNS、インターネット等を使った相談が全庁的にも検討が必要であるとは考えている。2番も萱沼委員からの御質問で、古賀市には技能実習生として関係する外国人がどのくらいいるのか、また該当する人々の現状及び対応はどのようになっているのかという御質問である。まず6月1日現在で、技能実習生は397名となっており、その中から実態把握のために、外国人を雇用している企業へ出向き、ヒアリングを実施している。その中で、

今、コロナの中の影響を受けて、職がなくなる等という問題は、現在のところ、確認されていない。次3番の萱沼委員の御質問であるが、東日本大震災に限らず、防災行政における人権について、大項目等に表記してもいいのではないかという御質問であるが、現在、実施計画については、人権施策基本指針に基づき、10項目という個別の課題を明記している。しかし今年度、古賀市人権に関する市民意識調査を行う。次年度になるが、この基本指針を改定する予定である。その中の個別の人権課題についても、今後検討させていただきたいと思っている。次に4番の原田委員からの御質問であるが、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗（ひぼう）中傷、またいじめの事例は古賀市においてあったかという御質問である。

【非公開・開始点】

（差別事象の説明につき、非公開箇所）

【非公開・終了点】

次に学校の関係になるが、学校を再開するに当たり、医療関係者、またその子どもが避けられるような不安を感じる状況もあったため、全小中学校で新型コロナウイルスについて正しく理解し、いじめが起こることを防止するといった人権学習を実施した。その結果、いじめの事例は今のところ、報告はされていない。次に5番。原田委員の新規事業の就労準備支援事業とはどのような計画的な支援かという質問である。支援員が御自宅を訪問するなどして関係づくりをし、そのあと目標、また内容を記載したプログラムについて、同意を得た上で最長で1年間というめどで継続支援を行っている。具体的には、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の各段階に応じた支援を予定している。また、一緒に、御家族への助言等も含め、世帯全体への支援等を行っていく予定である。次に6番。原田委員からのLGBTに関する今後の市民向けの講演会などの予定はどうなっているか。また教職員、児童生徒、保護者一般企業への説明会が大事だという質問・御意見である。まずはLGBTに関し、パートナーシップ宣誓制度を4月から開始しており、これを市広報誌に掲載している。また今年度中に、当事者の意見を踏まえ、ハンドブックを作成する予定にしている。また研修会について、昨年度実施する予定であったが、コロナの関係で延期した。まず事業者向け等の説明会、また市民向けの講演会を今年度予定している。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、実施の在り方を検討している段階である。一般企業については古賀市に、古賀市企業内人権同和問題研修推進員会議がある。そちらの方で昨年度、性に関する研修を実施した。また教職員また保護者については、選べる制服の標準服の改定、また多目的トイレの導入にかかわっていただき、またその多様性についての説明会、また研修会を実施した。児童生徒についても性の多様性についての学習を、子どもの発達段階に応じて行った。次に7番。原口委員からの御質問で、古賀市人権施策体系表の中に主な根拠法令との欄があるが、そこに最新のものを記載したらいかがかということと、あと下の三つ、高齢者、障がい者、外国人に対し、新しく追加ということをお尋ねである。この人権施策体系表については現在、法令の成立又は施行をしている年を記載しており、改正した年度については追記しない基準で編集している。しかしながら法の改正によって施策への影響が大きいものがある。

今後、この表記の基準を再検討させていただきたい。高齢者、障がい者、外国人の法令については、今年度、記載が間に合わなかったが、次回から記載させていただきたい。その中で1つ、障害者読書環境推進法についてのお尋ねであるが、これについては法律の施行前から、市での取組を行っている。今後については国また県の動向を踏まえつつ、ニーズに応じた読書環境の整備について、検討させていただきたい。項番を間違えており、10番。直江委員からの御質問。コロナ禍でいろんな事業が遅れている。時期や内容等の変更また緊急事態を想定した計画の準備をしている課のお話とか、時期や内容等の具体的に変更についてのお尋ねである。まずこの実施計画でいうと、実施計画全体の約20%の事業において、現状で実施できていない状況である。その中で避難所、緊急事態として、避難所のマニュアルを今年度作成した。その中でも緊急事態を想定した計画ではないが、先ほど市長が御挨拶の中で申し上げたとおり、古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例というものを3月27日に施行した。その条例のリーフレットを作成し、このしあわせというチラシを全戸配布した。また新型コロナウイルス感染症による差別と偏見、誹謗（ひぼう）中傷をなくす取組として、シトラスリボンプロジェクトを推進している。別紙のシトラスリボンというチラシを見ていただきたいが、今回この地域、家庭、職場をあらわす3つの緑の輪が、シンボルになっており、市役所の方でリボンをつくっていろんな公共施設等約18か所にリボンとチラシを設置している。シトラスリボン自体を職員がつけており、それと企業内もですね、御案内をして賛同していただけるにはリボンを持っていくという取組をさせていただいている。最後になるが、直江委員の2019、昨年度、実施計画の中で、小学校就学支援事業、また中学校就学支援事業を今回の実施計画から外した理由を御質問されている。これについては、国や県の法令に基づいて実施している施策であり、他の自治体でも同じ内容で取り組んでいるものについては、実施計画には掲載しない、市独自の事業を中心に実施計画を策定しているということで、今回削除させていただいた。簡単であるが、質問に対する回答は以上である。

（渡会長）

それでは早速だが、質問に対する回答について、皆さんから御意見を承りたい。できれば、長谷川教育長が14時45分には退席するので、その前に、教育部門があれば、先に。直江委員。

（直江委員）

17ページくらいを想定したらいいのかな、小学校の学力向上事業、それから中学校の学力向上事業等において、休みが多くなってしまい、リモートでの授業とかを考えて、端末を中学校には配付したと、中学校3年生ですか、今配付したと書いてあるが、これから収束に向かうかどうかかわからないので予備的にというか、準備としてこのような教材を見守る生徒に配布する計画というのはあるのか。

（渡会長）

樋口課長か。

（浦邊学校教育課長）

学校教育課から回答する。基本授業は、現在は対面のできる状態で、授業は対面で行うことを基本に実施しているが、中学校3年生については再び第2波で休校となったとしても、家庭における学習支援がネットワークを活用してできる状態になっている。またそれ以外の学年についても12月にはもう端末が全児童生徒に配備される状態にできているので、この冬は対応できる状態になっている。

(渡会長)

他にないか。

(原田副会長)

小学校中学校であるらしいのだが、一つは長い休校があったために精神的なストレスと
いうのか、イライラ感とか、家族に当たるとか、その一方で今度、再開されると、学校
に行くと、誰かにうつされるのではないかという不安感と、両方がない交ぜになって、
非常に精神的に不安定になっているという話を聞くが、古賀市の場合どんな状況なのか、
児童生徒の感じは。

(渡会長)

樋口課長。

(浦邊学校教育課長)

まず、長期の休暇のために不安定な状態になっていることについては、学校が再開する
に当たり、段階的に授業を本格化させていくことで配慮した点と、また学校再開以前に
フェイスブック等を活用しており、学校の状況等を頻繁に情報提供を家庭にできる状態
を繰り返して行っていたので、次第に子どもの方も徐々にストレスなく順応し、授業に
慣れて適応できている状態が現在見られる。また、家庭における状況については、1件、
DVによる児童相談所保護の事例事案が7月に報告されているが、それ以外については、
現在、家庭における状況についても大きな問題等は報告されていない。

(渡会長)

山下委員。

(山下委員)

今の質問とも関連するかもしれないが、子どもの世界に影響が出てくるのはこれからだ
と思っている。古賀市の場合、SCか、スクールカウンセラー、それからSSW(スク
ールソーシャルワーカー)の配置を以前からして、非常にきめ細かな対応していた
だいているが、そのあたりが時間数的に、現場の話だが、やや足りないときもあった。
だからもし、そういう先を見通して、その時数とか人数とか、特にSSWの増員は考え
ているのか。

(渡会長)

大変失礼しました。名簿が間違っていた。浦邊課長ですね。失礼しました。浦邊課長。

(浦邊学校教育課長)

対応のために、補強と充実化を図った内容については、今話にもあったスクールカウ
ンセラーの面談可能時数を増やした。それまでは教職員に対する面談とか保護者の対応の
ための面談等で確保していた時間を実績に合わせて、子どもに対応して面談する時数と

して増やして、子どもへのカウンセリング時間を拡充している。またそれに合わせて、それとともに教職員の方が子どもに向き合う時間を多く持てるようにするために、放課後の消毒業務に臨時職員を任用し、消毒業務に教師以外で対応できるようにすることで、教師が子どもに対応できる時間を拡充している。

(山下委員)

再度質問で、家庭支援という形になってくると、SSWの方が効果的ではないかという以前現場にいたときには、かなり助かったところがあって、そう感じていたのだが、今はそのような事例は余りないということか。先ほどの話でも1件あるかないかという話だったが。

(渡会長)

浦邊課長。

(浦邊学校教育課長)

スクールソーシャルワーカーが家庭に介入して対応している事案は他にもあるが、スクールソーシャルワーカー本人にも確認したところ、十分一人で対応できるということで回答を得ており、十分家庭に対する対応自体は、できている状態と現在判断している。

(渡会長)

直江委員。

(直江委員)

青少年育成課になるのか、子どもの居場所づくりの事業についてだが、今のところは千鳥児童センターなどが開館してるときはいいのだが、それらが閉館になったときの何か対応というのを考えているのか。本当に子どもが行く場所がなくなる可能性もありうるが。その具体策を考えているのであれば伺いたい。

(渡会長)

樋口課長。

(樋口青少年育成課長)

児童館が閉館した際の対処について、先に御説明する。小中学校が休校したときに、同時ぐらいに児童館も閉館とした。そのときの対応は児童館の職員は、小学校が自学自習教室を開催したので、その支援に回った。その支援を行いながら、しっかり中の、通常行えないような清掃活動等も行った。そして、休校期間が終わり、まず分散登校から始まったが、その際に児童館は開館し、現在に至っている。実際は、7月の段階で通常的全館、3館合わせてだが、半分程度の利用者にとどまっている。これはいわゆる小学生の利用が少ないが、やはり、学校での御指導だろうと思うが、やっぱり学校が終わったらまっすぐ帰りましょうという指導だと思うが、特にまた乳幼児も少なくなっているの、そういうところで感染の拡大を防ぐという、利用者の御理解があって、利用者数が少なくなったのではと、前向きに捉えている。これから先も利用状況を見ながら、しかしいつもどおりの利用、例えば、カードゲームで一斉に3、4人寄り合ったりとか、しないように指導している。しっかり気をつけて対応したい。

(渡会長)

教育委員会を中心にお話を伺っているが、他でもいい。山下委員。

(山下委員)

今の件とコロナとの関係ではないが、青少年育成課の子どもの居場所提供事業に関して。3つ、それにひだまり館まで入れたら4つ、場所があると思うが、全ての場所で、例えば小学生対象であれば何時から何時までは利用できるよというような形の基盤は同じなのか。利用時間、開設日など。学校が休みのときに、よく閉館している状況を目にするもので。どうしても私の通勤経路にあって、目にするもので、少し気になっている。学校はお休みなのに、コロナのときの関係ではなくて。ここ数年ずっと見ていて。学校が休みのときは、居場所的に開館するのかなという感覚で見ていたので、私が勤める場所の入り口に千鳥児童センターがあるので、気になった。そのあたりを整理して、後でもいいので教えてほしい。時間が5時なら5時で終わるとか、6時なら6時で終わるとか、そういう感じで、教えていただきたい。

(渡会長)

長谷川教育長。

(長谷川教育長)

3児童センターとひだまり館の休館日等のお話だと思う。3児童センターについては教育部が所管している。千鳥児童センターについては、3月31日までは5時で小学生は帰るということで運営していたが、私の指示で、地元の校長先生の御理解を頂き、6時まで使えるようにした。千鳥については休館日が月曜日ということで、それ以外は開館をしている。ししぶ児童センターについても、小学生は6時まで、基本的にですね、使える。ここは休館日が火曜日である。米多比の児童館については、千鳥と同じ休館日と同じ時間帯である。

(渡会長)

水野館長。

(水野隣保館長)

今、ひだまり館の子どもの居場所という意味合いで御意見を頂いたが、原則ひだまり館が小学生、特に小学生だが、居場所という位置づけで、対外的に、市民の皆さんに公表したことはない。隣保事業として、中学生を対象としたスタンドアローン事業という事業を8年前に立ち上げ、これまで取り組んでいる。そういう事業に参加してくれている中学生の皆さんには、常日ごろより、特に予定がなくても立ち寄ってくださいね、お話に来てくださいというような居場所機能も持ち合わせていますよというアナウンスはしている。なので、市内の小・中学生全部にいわゆる隣保館・ひだまり館が子どもたちの居場所ですよというような意味合いでのアナウンスはしていないので、正確にはそういう状況だ。なので、開館時間は、基本的に授業がなければ8時半から5時で、閉館するが、スタンドアローン支援事業を通年でやっている関係で子どもたちが来る場合は8時までということで、開館している状況である。

(山下委員)

ありがとうございました。

(渡会長)

教育委員会中心になっているが、全般でもいい。

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

(原田副会長)

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

その後シトラスリボンプロジェクトを動かして、啓発していることはとてもいいことだと思うが、公共施設等18か所にポスターも設置という。リボンは、どのぐらいの数なのですか。

(森下人権センター課長)

リボン、今のところ2000個ぐらいは作ったと思う。

(原田副会長)

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

これから第2波、第3波というのではないとも限らない。そういう中で、治療薬、ワクチンができれば、市民の皆さんの不安とか恐怖心もかなり和らぐと思うが、それができるまでは、こういう事案が続かないという保障がないと思う。で、もし差別事象が2回目、3回目と起きた場合にどう対応するのか、イメージがあればお伺いしたい。

(渡会長)

森下課長。

(森下人権センター課長)

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

やはり当事者の方の思いというものを一番に尊重しないといけないのではないかと考えているので、やはり二度と起こってはいけないという思いを、日頃から重々、市民の皆様には啓発、こういった形(シトラスリボンを示す)でも、啓発をしていくことに加えて、当事者の方の思いもしっかり受けとめていきたいと考えている。

【非公開・開始点】

(差別事象の説明につき、非公開箇所)

【非公開・終了点】

(原田副会長)

福岡市、あるいは周辺でも、コロナ関連で、病院関係のお子さんが、いじめられたり、コロナ、コロナと言って中傷されたり、あるいは、コロナに感染はしてないが、その確

認はとれないが、何か熱っぽいとか、咳（せき）が出てるのでということ会社を言うと、自宅待機を命じられたり、極端にはもう解雇通知が来たりとか、かなりひどい状況が起きている。法務局でも、その対応に困っているようで、そういう解雇とか、自宅待機については、労働局あたりに相談なさってはいかがですかということぐらいしか言えない。先ほども言ったが、特措法関係でこんなことをしてはいけないという、法律的な縛りがある訳ではないので。そういうことで、相当、悪質な誹謗（ひぼう）中傷が広がってはいるが、抑え込むというのはなかなか難しい状況が一方であるので、こういうことが起きているということ、知らせることも案外、大事なのかもしれない。一般的な啓発で、そういういじめとか誹謗（ひぼう）中傷をやめましょうという一般論でわかりましたという人ばかりとは限らないので、これはちょっとひどいのではないかと思わせるようなやり方も、あるのではないかなと思いつつながら

【非公開・開始点】

（差別事象の説明につき、非公開箇所）

【非公開・終了点】

そういうことも含めて、今後、2度目、3度目があったときの対応について、是非御検討していただきたい。

（渡会長）

直江委員。

（直江委員）

原口先生の（質問）にちょっと加えたいが、私は古賀市在住なのだが、去年まで恥ずかしい話、広報こがを余り見ていなかった。先々月から読み始めたのは、表紙がまず面白かった。面白かったというかマスクの型紙だった。そのことについて自分もすごいなと思ったのだが、6月号の感想というところを見るとやっぱり皆さんそう思っていて、それを入り口としてその広報紙を読もうかと、まるで水飲み場に連れて行ってもらったような感じがする。そういう工夫は、広報、それからほかの部署の方々、かなり工夫されているのだということ誇ってもいいし、これをもっと進めてもいいと思って見ていた。先月だと思うが、おるねという、普通の雑誌なのだが、それにばっと出ている、市長が。一番初めからずっと読んでいたのだが、チルドレンファーストを目指しますとうたっているの、すごく子どもたちを持っている親は安心してこういうふうになったら、もうちょっと待っていれば、届くのではないかという思いもあり、積極的に参加される方も増えてくるのではないか。それは周知徹底というものも少しつながるのではと思いつつながら、広報誌を久しぶりによく読ませていただいた。ただそれだけなのだが。マスクは決定打であったと思う。

（渡会長）

その他ございますか。教育部局の関係、特にどうしても聞いておきたいということがあれば、よろしいか。全体的なことも結構です。山下委員。

（山下委員）

77ページの市民部の人権センターに対しての御質問である。3番目の丸、取り組み、

昨年度実施した事業、3番目の丸のデートDV講座だが、ここだけ後に、「対策」がない。デートDVだけで終わると何か、DVをしていく講座なのかと、誤解を受けないのかと少し心配になった。そのあたりはもう目的を読めば、対策をしていくための講座だということがわかるが、このデートDV講座というのは表題になるので、受けとめ方が、昨年度もこのままで書いている。そのあたりは、思いがあればそのままでも構わないと思うが、他の福祉課とか、子育て支援課とか全部「対策」が入ってる、学校の場合でも。ここだけちょっと「対策」が抜けているので、抜け落ちかと思った。気がついたので質問させていただいた。

(渡会長)

清水部長。

(清水市民部長)

御指摘のあったデートDV講座だが、御指摘のとおりである。デートDVを防止するための対策講座である。私もこの講座を少し見に行ったことがあるが、子どもたちがロールプレイをしながら、自分が出演して、こういうときこういう発言だとか、こういう行為をすると、デートDVに発展するんだということを、生徒自身が演じながら学んでいくというような講座であった。それぞれの立場から恋人同士だから、恋愛感情にあるからそういうところから、束縛したい、自分のところに気持ちをとどめておきたいという流れで、事態が進展していくんだというような事例を挙げながらの、とても高校生にわかりやすい講座であった。ただ、山下委員の御指摘のとおり、この題名では、やはり不十分であったと反省しているので、今後修正してまいりたい。

(渡会長)

5分間休憩したい。

<休憩へ／長谷川教育長、委員に挨拶後退出>

<再開>

(渡会長)

14時50分になったので、再開させていただいてよろしいか。それでは、会議を再開する。どなたからでも結構なので、また全般的に、御質問、御意見等があれば、願います。直江委員。

(直江委員)

保健福祉部の方に伺う。子育て支援課の計画なのだが、妊産婦さんに対しての妊婦教室、これは今、開催できる状態なのか。まず、伺いたい。

(渡会長)

足立課長。

(足立子育て支援課長)

少し聞き取りにくくて。妊産婦の事業を行っているかということか。

(直江委員)

妊産婦さんの妊産婦教室とか、そういう事業だ。

（足立子育て支援課長）

それについては、6月までほとんどの事業を中止したが、7月以降、8月からもだが、徐々に、感染予防をしながら、再開するようにした。

（直江委員）

また少し感染が広がったりして、教室が休みになるとその補充は考えているのか。補充計画のような。

（渡会長）

野村部長。

（野村保健福祉部長）

国の方が緊急事態宣言を発出して、県の方も外出自粛とか、いろいろなことで我々経験のない中で、コロナウイルス対策をやってきて、取りあえずその段階ではもういろんなものを一旦中止、延期するというところでそういう対応をしてきたところである。その緊急事態宣言も解かれて、その中で予想どおりというか、また、昨今、新感染者数が相当増えてきているという状況ではある。ただ、国、県も言ってるのは、できるだけ社会経済活動と感染防止対策を両立させようと。言うのは簡単で実はかなり難しいとは思いますが、ただ、たまさか日本で第1号のコロナウイルス感染者が出てちょうど半年が経（た）っている状況だが、その中で今までこの半年である程度やっぱりわかってきたことというのもあるので、そういう意味でやっぱりリスクが高いところがだんだんわかってきている状況で、それはやっぱり日本の感染者が欧米諸国とか、よそと比べて少ないとかいうのがやっぱりマスクをちゃんとやっているからだとか、そういう話もあったりする中で、いわゆる3密っていうのはやっぱり基本、避けるというのが第一義的であるが、それに加えてやっぱりこのマスクで飛沫（ひまつ）を飛ばさない、他人にうつさないというのがかなり重要だということも含めて、だから今までのように一律にいろんなものをやめるということではなくて、基本的にリスクを防止しながらできるものは基本的にやっぱりやっていくべきだろうというふうに考えているので、でも、なおかつ、それでもやっぱり開催するとリスクが高いもの、例えばマスクをとって料理教室やって味見をして、みんなでその感想を言うとかそういった事業があれば、そういったものがやっぱり難しいだろうということで事業一つ一つについて、これから吟味しながらやるのかやらないのかということを考えていく必要があると思っている。それと、直接今までのやり方ではできなくてもその代替手段、例えば今で言うとYouTubeに動画を上げて、それを関係者にお渡しするとか、そういう意味ではいろんな手法がとれるのではないかと考えているので、そういう代替手段でも、所期の目的をそのまま果たすことはできないこともあるかもしれないが、一定の所期の目的がかなうようにということで工夫をしながらやっていこうと考えているところである。

（渡会長）

その他ないか。全般的なことでも結構です。この後本日の審議会全体に通しての感想やそれから施策全般に関する意見交換もお願いしたい。全般に何か御意見はないか。

(原田副会長)

私も含めて意見質問を出して、回答していただいて、それほど大きな疑問が残ってるわけではない。したがって人権施策を着実に実行していただきたいというのが一つだ。それとやっぱりこの時期、コロナとの関係を見無視できないので、人権施策との関連でコロナの問題をどのように考えていけばいいのかということ、我々も考えなければならぬし、ある程度、そういうことをにじませた答申でなければならないのではないかとさっきから思っている。いずれにせよ、このコロナとの関係は、今年で終わりということにはならないと思う。多分、ワクチンとか治療薬というのは、そう簡単にできないだろうし、できても時間がかかるし、インフルエンザの例を見ても、ワクチンはできているが、完璧な治療薬はない。現にインフルエンザと他の基礎疾患との関連で、万単位の人が亡くなっている、日本でも。そういうことを考えると、この新型コロナウイルスを*With*コロナ、コロナとともに共存というか、共生するというか、そういう時代を否応(いやおう)なしに迎えざるを得ないのではないかと思う。先ほどからいろんな事業の進め方についても、従来のやり方では、なかなか難しい。この会議室の設定も、やや密だと思うが、やっぱり1.5メートルか2メートルぐらい、離れるスペースをとって、座らなくてはならないし、3密も避ける。そして、手洗いの励行、マスクの着用、大声で話さない。いろんな従来と違うことをやりながら、市の施策を進めていっていただきたいし、市民にも啓発を進めていっていただきたい。そういうことを考えながら、以前から継続している施策ももちろん大事だが、新型コロナウイルスに対応する新たな生活スタイルというか、そういうものを取り入れながらの人権施策とはどういうものが求められているのか、そこで、今一度関係部局集まってもらって、十分論議し、具体的な展開として進めていただきたいという思いを私は強く持っていますので、是非よろしく願います。

(渡会長)

今原田委員からいわば答申のまとめみたいなことをおっしゃっていただいたが、直江委員。

(直江委員)

確かに今年、今年度から対策というかいろいろな具体的な例は変わってくると思うが、あと、2、3年はコロナが、喫緊の目の前の敵として私たちに立ちふさがっているときに、前月ちょっと面白い本を読んだのだが、自殺のメカニズムっていう本なのだが、闘う敵がちゃんと目の前にいるときというのは、自殺率が下がる。そして、人間っていうのは何かを求められなくなったときとか、メンツを失ったときに生存する価値を見いだせなくなって自殺率が上がるというような統計も出ているというような本だった。今正にそれと同じような状況で、日々皆さん大変な思いをしているが、そのあとに来るものも見据えて一番弱い方たちに、あなたのことをちゃんと私たちが気にしています、気にかけています、そういうメッセージを日々送り続けるということが大切なのではないかなということを今日、答申を読みながら思ったので、着実にできることをできるだけ進めていただいて、それからそのコロナ禍が晴れたときには、その後今までダメージ

を受け続けていたものを修復するためにも、もっと目が届かないようなところにも届かせるような施策を考えていただきたいと思います。

(渡会長)

山下委員。

(山下委員)

コロナの関係だけでなく、やはり差別の問題も根底にという形で記載してあるが、古賀市はもともと幸福には多種多様な形があって、差別とか人権についてしっかり考えていきながら、生き方につないでいくことで誰もが生きやすい社会にしていくという根本的な思いがあって総合行政の取り組みとして、十数年取り組んできていると思う。そういう意味でいくと、先ほどちょっと話題になったがオンライン授業なんかにしても、ただ、成績主義的なところでの、学力格差がつくからとかそういう部分だけでなく、そういう古賀市が思っているような人を育てる場所というのが学校だと思って、私も勤めてまいりました。授業はその一部であって、オンライン授業も逆に、学力の格差があるからそれをうまく使って、例えば不登校の子どもたちが、それを活用すれば格差がなくなるとか、そういうことだけではなくて、何か新たな出会いとつながりがつくれる何かそういうものも教育現場では、追求、探求できるんじゃないか、可能性を探ることができるのではないかということを思っている。それから今年も豪雨災害で福岡県内、4年連続ですか、5年連続ですか、なっている。命の危険とか生活の困難というのが、格差社会の中で、本当に貧困と差別にあえぐ社会的な弱者にやっぱり集中している場面というのがよく報道されている。また、私の知ってる人でも、明日の食事が無いとか、すぐ家を出ていかなければならないとか、部屋をです、そういう人もやっぱりいる。やっぱり、そういうところに集中して、結果的に現れてくるような気がする。そういう人たちも幸せに過ごせるような古賀市にしましようという取り組みがこの施策だと思っている。だから、本当に今、コロナにしても、部落差別を始め、個別の人権課題にしても自然災害のことにしても、もともとあった社会的な格差や不平等そういったものが本当に矛盾を拡大させていっているような場面というのものすごく日々感じてるところだ。昨年度まで千鳥苑を利用させていただいていた皆さんの心持ちと、コロナで休館後、再開して以降の皆さん方の心持ちでは、ものすごく違うなと感じていて、ものすごくぎすぎすした気持ちのまま来館していて、以前は何かほあーって感じててあったが、今現在でも3分の2ぐらいの利用者の復帰復活があっているが、マスク一つにしてもいらしてあるんですよね。そういうことも考えたときに、やっぱりこの古賀市の取り組みそのものをもう一遍、副会長もおっしゃっていたが、縦のそれぞれ総合行政的なところがよく見えるように実施計画は作られていて、ただ、中身を見ていくと、ここここの職員等が連携して取り組んでいるとか、審議会でこういうことを推進委員会で推進会議でこういう取り組みをしているとかいうのがずっと書いてあるが、それが、この一覧表で少し見えにくい。子どものこと、女性のご事情はこう、高齢者のご事情はこう、農業婦人のご事情はご事情かしてますよみたいな形で見えていくとわかりやすいが、横のつながりを本当にもう少し見直していくということが大切なのかなと思う。将来が本当に不確か

な今だからこそ、差別の現実から深く学ぶということが大事なのではないか。この問題にしても、本来的な古賀市の取り組みからいえば、こういうことが起きない古賀市になってるはずだったんですよね。僕らの教育現場でのかかわりというのが、弱かったんだろうなど、私も反省した。そう本当に考え続けて行政施策につないでいただけたら有り難いなど。やっぱりもう自然災害で発生するような場面もそれから、コロナ禍で発生するいろんな不具合も差別で発生すると。特に部落問題で、差別が発生している状況と同じような気がする、根本は。だからそういうところはやはり古賀市の基本的な市民の知恵と力とつながりで、乗り越えていくほかないのかなとか思いながら、今日の審議会に参加させていただいているので、とにかく施策に反映させていく努力をしてあるが、更によりよいものになっていくようにしていただけると有り難いと思う。

(渡会長)

予定時刻も近づいてきたが、いまお三方から基本的には、コロナ関連で発言してありました、貧困、差別という関係について、代表的な取組を実施していただきたいという御意見であったと思う。そのあたりを答申の中に反映させていきたいと私としては思っている。事務局の方からあれば。

(森下人権センター課長)

答申についてだが、本来であれば、また改めて、委員の皆様には答申書の作成に向けて十分な審議時間を保障するため、2回目の審議会を開催すべきだと思うが、このコロナ禍の中であるので、日程調整が非常に難しいので、今回は、委員の皆様には誠に申し訳ないが、事務局の方で議事録、また、答申書の案を作成し、その作成の過程の中で、また、皆様の方には、報告また御意見を頂くこととして、最終的な確認は渡会長にお願いできればと思う。渡会長の御了解を頂いた後に、答申の確定版を改めて、委員の皆様にお届けさせていただきたい。なお、確定した答申は会長と、市長の日程を調整し、双方の面談の上で、会長から市長へ手渡ししていただきたいと考える。以上、答申について事務局から、御提案である。

(渡会長)

答申の骨子についての考え方等について、事務局、答申の中身については、お三方からコロナ関連のお話があったので、事務局が申し上げた中身でよければ、私の方で、あと整理させていただき、市長の方に答申したいと。そういうことでよろしいか。

(誰か)

よろしく申し上げます。(という声あり)

(渡会長)

それではそのようにさせていただく。最後に、その他として皆様から何か、これだけは別にまた言っておきたいということがあれば。事務局からは。

(森下人権センター課長)

ございません。

(渡会長)

それでは、これをもちまして令和2年度第1回の古賀市人権施策審議会の議事はすべて

終了する。委員の皆様お疲れ様でした。執行部の方も御苦労様でした。

(森下人権センター課長)

渡会長、本当にスムーズな議事進行、ありがとうございました。皆様方も貴重な御意見いただき、ありがとうございます。長時間にわたる御審議、本当にありがとうございました。最後に、横田副市長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

(横田副市長)

副市長の横田でございます。本日は本当にお忙しい中お集まりいただきまして、貴重な御意見をたくさん賜りました。ありがとうございました。また、中には、私ども職員に対しまして、ねぎらいの言葉も頂きました。担当職員にも伝えたいと思います。今後とも新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながらですね、究極はやはり我々の使命というのは、すべての市民の命を守り、幸福の実現に寄与するというのが目的でございますので、今後も頑張っていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

2020（令和2）年9月 日

議事録署名人

議事録署名人